

事務連絡 070223

地鶏肉特定 J A S 認定事業者各位

2007年2月23日

農林水産大臣登録認定機関

NPO和歌山有機認証協会

チックガードと食鳥処理段階の生産行程管理の取り扱いについて

日頃より、本協会の事業にご理解ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

このたび、地鶏肉の日本農林規格、また地鶏肉についての生産行程管理者認定の技術的基準の解釈等につき、関係当局との間で確認を行った結果、本協会として以下のように取り扱うことといたしましたので、本書面にて通知いたします。

1、寒冷期等における28日齢以降のチックガードの取扱いについて

【従来の状況】

周知の通り地鶏肉の日本農林規格は、28日齢以降1㎡あたり10羽以下で飼育することを求めているが、この密度の算定根拠となる飼育面積は地鶏が自由に行動できる空間の広さを意味する。それゆえ、チックガードが28日齢以降も使用された場合、先の飼育密度を満たさないことから格付不適合とならざるをえず、これまで、特に寒冷地の加温設備のない鶏舎においては、冬期にJAS規格適合の地鶏生産は不可能であった。

【今後の取扱い】

日本農林規格の要求自体に変更はないが、前述のように、特に寒冷期において低温に起因する雛鳥の斃死を防ぐため、28日齢以降も一定期間チックガードの除去が困難である場合これを緊急避難的措置として、以下の対応を執ることを条件に容認することとする。

- ①内部規程（＝「生産行程管理規程」「生産行程管理基準」等）に、28日齢以降も緊急避難的にチックガードを除去しないことがありうる旨を明記する。なおこの場合、「雛が斃死する恐れのある低温（または「外気温摂氏〇度以下」等と定めてもよい）が予想される場合」等、緊急避難を発動する条件を、明記すること。また、

28日齢以降、チックガードを除去する時期については、当該措置が緊急避難であることから、可能な限り早い時期とすること。

- ②28日齢以降もチックガードを取り外さない緊急避難を発動した際は、そのことを、前記内部規程に定める発動条件を満たす旨の理由を書き添えて、生産行程管理記録（＝「育成日誌」「飼育日報」等）に記録すること。また格付の際、格付担当者は、この記述に基づき当該緊急避難の適合性を判断すること。

2、食鳥処理段階の生産行程管理について

*本件はすでに電話でお伝えしておりますが、念のため改めて文書で連絡します。

【従来の状況】

JAS規格に基づく地鶏肉の格付は、食鳥処理後の鶏肉について行うものであることから、これに係る生産行程管理は当然のことながら、認定鶏舎への入雛から肥育、食鳥処理まで、一貫して欠けることなく行われなければならないが、食鳥処理場に搬入した後の管理体制は、必ずしも明らかでないケースが散見される。

【今後の取扱い】

肥育段階の生産行程管理責任者しか定めていない事業者は、改めて食鳥処理段階の生産行程管理（業務内容としては主として混入防止）に責任を負う生産行程管理担当者を定めて、これを内部規程（同前）の関係欄（組織図等を含む）に補記すること。なお、実際に混入防止の管理をすることが可能であれば、格付担当者がこれを兼ねても良い。

以上